脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、脱炭素重点対策加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、多気町補助金等交付規則（平成１８年多気町規則第３７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第２条　この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　太陽光発電設備

ア　商用化され、導入実績があるものであること。

イ　中古設備ではないこと。

ウ　リース設備ではないこと。

(2)　蓄電池

ア　商用化され、導入実績があるものであること。

イ　前号で導入する太陽光発電設備の附帯設備であること。

ウ　中古設備ではないこと。

エ　リース設備ではないこと。

オ　原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

カ　停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

キ　定置用であること。

ク　１５.５万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であるこ

と。

ケ　添付１「蓄電池の仕様」を満たすもの

（補助対象経費）

第３条　この要綱において、補助の対象となる経費は、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

（補助対象者）

第４条　町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)　町内で自ら所有し居住する住宅の屋根、住宅敷地内の倉庫、住宅敷地内のカーポート等の屋根、住宅及び兼用住宅（店舗兼住宅）、にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する者であること。

(2)　町税等を滞納していない者であること。

(3)　補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。

(4)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得しない者であること。

(5)　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。

(6)　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く）を遵守できる者であること。

(7)　発電した電力量の３０％以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。

(8)　設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。

(9)　法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わない者であること。

(10)　「多気町暴力団排除条例」（平成２３年多気町条例第４号）第８条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1)　太陽光発電設備

最大出力（ｋＷ表示の小数点以下切捨て）に１ｋＷ当たり７万円を乗じた額（千円未満切捨て）とし、２ｋＷを限度とする。

(2)　蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の３分の１の額（千円未満切捨て）とする。ただし、２ｋＷｈを限度とする。

２　補助金を交付することができる回数は、住宅１戸につき１回を限度とする。また１者１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)　対象設備の設置に係る見積書の写し

(2)　対象設備の設置場所及びその付近の見取図

(3)　対象設備の仕様書

(4)　委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）

(5)　誓約書（申請者・施工事業者）

(6)　発電電力の消費量計画書

(7)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助対象者に通知するものとする。

２　町長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第８条　前条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、補助金（変更・中止・取下げ）承認申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。ただし、６０日以内の完了日（工期）の変更は申請不要とする。

２　町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第５号）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告書）

第９条　町長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第１０条　補助対象者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)　対象設備の設置に係る契約書・領収書の写し

(2)　対象設備の保証書・取扱い説明書の写し

(3)　電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し

(4)　対象設備の設置状況を把握できる写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第７号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　補助対象者は、前条の額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第８号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（財産処分等の制限）

第１３条　前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ補助金財産処分等承認申請書（様式第９号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

２　町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、補助金財産処分等承認通知書（様式第１０号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第１４条　補助対象者は、第１１条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第１０条に準じて提出するものとする。

２　町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第１１条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

３　町長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

４　前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利１０.９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　町長は、交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　補助対象者が、法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わないとき。

(2)　補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

２　町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

３　町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利１０.９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（自家消費割合の報告）

第１６条　補助対象者は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から３年間を対象とした補助金自家消費割合報告書（様式第１１号）を提出しなければならない。

２　前項の報告の期限は、報告対象年度の翌年度の７月３１日までとし、計３回報告するものとする。

３　自家消費割合報告書には、様式第１１号において定める書類を添付しなければならない。

（現地調査等）

第１７条　町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

２　町長は、補助対象者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第１８条　補助対象者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

　　　年　　月　　日

　　　　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金交付申請書

　脱炭素重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

１　設置場所

２　設置区分　　　　１　既存住宅　　２　新築住宅　　３　建売住宅

３　対象設備の区分　　　１　太陽光発電設備　最大出力　　　ｋＷ

　　　　　　　　　　　　２　蓄電池　　　　　蓄電容量　　　ｋＷｈ

４　総事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　補助対象事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

６　補助金の申請金額　　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

７　工事着工（予定）年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

８　工事完了（予定）年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

９　工事施工者　　　　所在地

　　　　　　　　　　　事業所名（担当者名）

　　　　　　　　　　　連絡先

１０　住民情報及び税情報の閲覧に対する同意

　　私の住民情報及び税情報について、町担当者が調査することに同意します。

※添付書類

（１）対象設備の見積書の写し

（２）対象設備の設置場所及び付近の見取図

（３）対象設備の仕様書

（４）委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）

（５）誓約書（申請者・施工業者）

（６）対象設備で発電する電力の消費計画書

（７）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第２号（第７条関係）

　　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多気町長

脱炭素重点対策加速化事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　交付の条件等

（１）多気町補助金等交付規則及び脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱を遵守すること。

（２）対象設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。

（３）対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第９号）を町長に提出すること。

（４）補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。

（５）事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する町長からの協力の求めに応じること。

様式第３号（第７条関係）

　　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多気町長

脱炭素重点対策加速化事業補助金不交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

　理由

様式第４号（第８条関係）

　　　年　　月　　日

　　　　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金（変更・中止・取下）承認申請書

　先に交付決定を受けた脱炭素重点対策加速化事業補助金について、（変更・中止・取下）したいので、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第８条第1項の規定により申請します。

記

１　交付決定を受けた日　　　　　年　　月　　日　　　　第　　　号

２　理由

様式第５号（第８条関係）

　　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多気町長

脱炭素重点対策加速化事業補助金（変更・中止・取下）決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった脱炭素重点対策加速化事業補助金の（変更・中止・取下）について、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり承認します。

記

　承認の条件

様式第６号（第１０条関係）

　　　年　　月　　日

　　　　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金実績報告書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定された補助金について、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　設置場所

２　対象設備設置完了年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　　　円

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助対象事業費　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　　　円（税抜）

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

５　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

内訳　　　太陽光発電設備　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

　　　　　　蓄電池　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

６　太陽光発電設備の最大出力　　　　　　　　　　　　　　　ｋＷ

７　蓄電池の蓄電容量　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｋＷｈ

※添付書類

（１）対象設備の設置に係る契約書・領収書の写し

（２）対象設備の保証書・取扱い説明書の写し

（３）電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し（接続契約・売（買）電契約等する場合に限る）

（４）対象設備の設置状況を把握できる写真

（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第７号（第１１条関係）

　　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多気町長

脱炭素重点対策加速化事業補助金額の確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

１　交付決定金額　　　金　　　　　　　　　　円

様式第８号（第１２条関係）

　　　年　　月　　日

　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金交付請求書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で額の確定をうけた補助金について、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第１２条の規定により請求します。

１　請求金額　　　金　　　　　　　　　　円

補助金は、下記口座へ振り込み下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 　金融機関名 | 　　　　　　　　　　　　銀　　行　　　　　　　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　店　　　　　　　　　　　　農　　協 |
| 　口座番号 |  |  普 通 ・ 当 座 |
| 　フリガナ |  |
| 　口座名義人 |  |

様式第９号（第１３条関係）

　　　年　　月　　日

　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金財産処分等承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を受けて設置した設備を、下記の理由により処分したいので、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により申請します。

記

１　対象設備

２　処分の時期　　　　　　年　　　月　　　日

３　処分の方法

４　処分の理由

様式第１０号（第１３条関係）

　　　第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多気町長

脱炭素重点対策加速化事業補助金財産処分等承認通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった脱炭素重点対策加速化事業補助金の財産処分等について、脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

様式第１１号（第１６条関係）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　多気町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

脱炭素重点対策加速化事業補助金自家消費割合報告書

　　このことについて、下記のとおり報告します。

記

１　報告期間

年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

２　発電量　　　　　　　　　　　　kWh（小数点第２位以下切捨て）

３　買電量　　　　　　　　　　　　kWh（小数点第２位以下切捨て）

４　売電量　　　　　　　　　　　　kWh（小数点第２位以下切捨て）

５　自家消費量　　　　　　　　　　kWh（小数点第２位以下切捨て）

６　自家消費割合　　　　　　　　　％（小数点第２位以下切捨て）

７　添付資料

（１）上記１～５の発電量等が分かる書類

（２）その他町長が必要と認めたもの

添付１

蓄電池の仕様

（1）蓄電池パッケージ

ア　蓄電池部（初期実効容量１.０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※　初期実効容量は、ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※　システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

（2）性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア　初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会　日本電機工業会規格「ＪＥＭ１５１１　低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ　定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ　出力可能時間の例示

①　複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②　購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が１０分未満の場合は、１分刻みで表示すること。出力可能時間が１０分以上の場合は、５分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

エ　保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ　廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ　アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ　蓄電池部安全基準

①　リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「ＪＩＳ　Ｃ８７１５-２」に準拠したものであること。

※　平成２８年３月末までに、平成２６年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「ＳＢＡ　Ｓ１１０１:２０１１（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「ＪＩＳ　Ｃ８７１５-２」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

②　リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成２６年４月１４日消防庁告示第１０号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

（3）蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア　蓄電システム部が「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」に準拠したものであること。ただし、電気製品認証協議会が定める「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」適用の猶予期間中は、「ＪＩＳ　Ｃ４４１２-１」又は「ＪＩＳ　Ｃ４４１２-２」の規格も可とする。

※　「ＪＩＳ　Ｃ４４１２-２」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈　別表第八」に準拠すること。

※　平成２８年３月末までに、平成２６年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

（4）震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア　蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※　第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、ＩＥＣＥＥ-ＣＢ制度に基づく国内認証機関（ＮＣＢ）であること。

（5）保証期間

ア　メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。

※　蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※　当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※　メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※　蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※　ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が１.０kWh未満の蓄電システムは対象外とする。